

奈良県選挙管理委員会告示第八十四号

令和三年十月三十一日執行の奈良県議会議員（奈良市・山辺郡選挙区）補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

令和三年十月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

金 六、一九九、二〇〇円